

Title	法服貴族の経済的基礎：一八世紀
Sub Title	Sur la Fortune de la Noblesse de Robe au XVIIIe siècle
Author	宮崎, 洋(Miyazaki, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.45, No.1 (1972. 9) ,p.29- 56
JaLC DOI	
Abstract	<p>Il va sans dire que le role que joua la noblesse de robe fut tres important dans la societe francaise du XVIII<sup>e</sup> siecle. Nombreux sont les ouvrages et les monographies sur ce sujet. Mais, il n'y a pas encore de travaux qui donne un apercu d'ensemble sur sa fortune. Quels moyens d'existence avait-elle? A combien s'elevait sa fortune? Nous essaierons dans notre etude d'esquisser les problemes que pose la fortune de la noblesse de robe au XVIII<sup>e</sup> siecle, en nous appuyant sur les quelques travaux historiques qui traitent du sujet. Tout d'abord, nous etudierons la pensee economique de la bourgeoisie. Puisqu' elle se rattache a celle qu'avait la noblesse de robe (Souvenons nous de l'origine sociale de celle-ci.), nous ne pouvons pas en saisir le sens, si nous ne comprenons pas celle de la noblesse de robe. Ensuite, nous etudierons les revenus d'office royal qui se composent de gages, d'epices, etc.. Il est tres difficile de preciser la somme totale de ces revenus. Selon Guy d'Arvisenet par exemple, Dionis du Sejour, conseiller a la Cour des Aides de Paris au XVIII<sup>e</sup> siecle, gagnait tout au plus 1500 livres. Et cela lui etait insuffisant. Tel est aussi le cas d'autres parlementaires. Ensuite, nous etudierons la rente et la pension, royale qu'ils possederent. Il y avait, surtout a Paris, beaucoup de parlementaires qui avaient la rente municipale. Mais, les parlementaires dans les villes de province n'eurent pas de rente municipale, mais bien la rente constituante (ou rente privree). Et en plus, ils recurent la pension tres souvent du roi en echange de leurs services pour la royaute. Selon H. Carre, l'ancien premier president de Perpignan, de Montricou recevait 9000 livres dont 6000 pour les fonctions qu'il remplissait au Conseil superieur, et 3000 en tant que president de la Cour des Aides de Montauban. Ensuite, nous etudierons les biens meubles: a savoir le mobilier, les metaux precieux, la collection des beaux-arts et la bibliotheque. On sait que la noblesse de robe posseda beaucoup de biens meubles, meme si ces nobles habitaient en province. Mentionnons par exemple les bibliotheques. Us eurent en general une vaste collection de livres au XVIII<sup>e</sup> siecle, car leur niveau intellectuel etait assez eleve. Ainsi, Joly de Fleury, procureur general du Parlement de Paris posseda des livres dont on estima le prix a 22.000 livres. Enfin, nous etudierons les batiments et les domaines des parlementaires. Us eurent non seulement des immeubles dans les villes, mais aussi des chateaux dans les campagnes. Selons A. Colombet, Bouhier qui fut premier president du Parlement de Dijon, possedait deux chateaux et deux maisons cossues dans ses domaines sans compter celle qu'il avait dans la ville de Dijon. D'ailleurs, ils eurent tres souvent beaucoup de domaines dans les environs des villes. Ils heriterent ou acheterent des domaines seigneuriaux, ou bien encore les dots matrimoniales vinrent agrandir leurs domaines. Les historiens del'economie et de la societe mentionnent cela tres souvent dans leurs ouvrages. C'est ainsi que les nobles en vinrent a posseder des terres cultivees, des vignes, des forets, des pres et des terrains en friche. Les revenus de leurs domaines furent considerables en certaines regions, car ils produisaient du vin et le vendaient cher aux marchands. Selon R. Forster, un certain Arche, conseiller du parlement de Bordeaux, produisait, de 26 a 65 tonneaux de vin (de 150 a 350 livres par tonneau) dans sa vigne. Il est evident ainsi qu'ils furent bien plus riches que les autres couches de la societe. Il y eut beaucoup de parlementaires qui possederent une fortune qui s'elevait a 200.000 ou 300.000 livres. De plus, ils possederent des fortunes reparties sur plusieurs spheres economiques. C'est la raison pour laquelle ils eurent des caracteres seigneuriaux, bourgeois et rentiers.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720900-0029">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720900-0029</a>

# 法服貴族の経済的基礎

——一八世紀——

宮崎洋

まえがき

フランス絶対王政の特質や構造について、これまで諸先学によってさまざまな議論がなされてきた。中でも最近の研究傾向は絶対王政社会における実態と理念、要するに現実と建前のギャップを指摘したり念頭におき、そこから問題を出発させることにある。<sup>(1)</sup>このような傾向がでてきた背景には、従来の議論をもってしては行詰ってしまい、絶対王政の統一像を描くことが困難になった反面、<sup>(2)</sup>フランス史学の成果が蓄積されて、埋没されていた諸事実が続々と発掘され（例えば一七世紀における国民各階層による反王権闘争や経済変動の分析により明らかな経済の危機を想起されたい）、もはやこれらの諸事実を充分説明しきれないという反省が生じたためではなからうか。

本稿は、決らずしも上述の傾向に即した視点を取るものではないが、次のような関心に端を発している。すなわち、絶対王政下の法服貴族は、制度的な視点からみるならば、自己の就いた国王官職を高額の金で購入し、その官職を媒介に貴族の身分を付与されたのであった。<sup>(3)</sup>従って、彼らは王権の意志を代弁する立場にあったと同時に、当然自己の拠って立つ国王官僚機構、さらにはその直接の統轄者たる絶対王政自体を維持する点では王権と利害の一致をみて然るべきであった。にもかかわらず現実には、彼らは、絶対王政の打倒を目ざすまでには至らず、所詮体制内の反抗にとどまったにして

(4)も、就中一七一五年ルイ一四世の体制瓦崩の結果、王権の意志を規制する建白権 *remonstrance* に象徴される一連の発言権をとりもどして以来、革命の勃発まで、王権の打ちだす政策や改革に事ある毎に抵抗したのであった。この事態を説明する有力な原因・理由の一つに、特殊フランス的な、先にも触れた官職保有の問題を指摘できよう。すなわち、大多数の国王官僚が保有する官職は、所謂一六〇四年のポレット法 *loi de Paulette* の制定により、毎年払いの税(官職価格の六〇分の一を税率にする)さえ払っていれば、保有者の意志で世襲や売却すらも可能な個人の財産も同然のものとなり、王権が官職代金を払戻さない限り、保有者を免職できなかった点である。王権がこのような制度を設定せざる得なかった背景には、絶対王政へと傾斜を深めていく中世末から近代初頭の多難な時代に、苦しい国家財政の好転をはかるべく、弥縫策として、官職の切り売りをしたことに端を発している(ルイ一二世以来、売官制は明瞭になる)。従って、一面から言えば、フランス絶対王政は成立の当初から、国王官僚、とりわけ最高諸法院の大多数の官僚による王権に対する抵抗の素地、官職保有制を内包し、だからこそ委任官僚という、王権の自由な任免による新しい官僚機構の構築に着手せざる得なかったのであった。しかしながら、この官職保有制のみで官僚が「絶対王政」の要請する論理上の建前、すなわち、官僚の論理上あるべき姿を放棄し、しばしば抵抗・反抗に走った実態を説明することになるであろうか。こうした彼らの動向の背後にはやはり、官職の事実上の所有以上の、さらに根本的な、拠って立つ生活の基盤そのものにかかわる原因・理由を考えてみるべきではなからうか。本稿は、このような視点に立って、一八世紀における彼ら法服貴族の経済的基礎を総括的に検討して、おおよその見通しをたてることにある。

## 註

- (1) 例えば成瀬治「絶対主義とは何か」歴史教育第八卷第九号、一九六〇年号参照。最近の研究には、二宮素子「ルイ一四世治下の出版統制——治政後半のパリを中心に——」史学雑誌第七九編第七号、一九七〇年号及び吉田弘夫「アンタンダン制におけるシュブデレゲ官職の売買について(上)(下)」ブル

ターニユを中心に——」北海道教育大学紀要第一部社会科学編  
第二二卷第一〇二号、一九七一年号がある。

(2) 成瀬前掲書参照のこと。

(3) 法服貴族の形成過程については、不充分ではあるが拙稿「近  
世フランスの法服貴族の形成と諸様相について」史学第四一巻  
第二号、一九六八年号参照。また制度上の諸問題については、  
例えば Olivier-Martin, Histoire du droit français des

origines à la Révolution, Paris, 1948. 更に簡略には Jacques  
Fillul, Histoire des institutions, Paris, 1956. を参照のこ  
と。

(4) 法服貴族の王権観や自己の政治的立場については、例えば  
Roger Bickart, Les parlements et la notion de souver-  
aineté nationale au XVIII<sup>e</sup> siècle, Paris, 1932. へ pp. 86-  
142 参照のこと。

—

さて、彼らの経済的基礎を検討するにあたり、まず彼らの社会的出自を想起することが必要であろう。周知のように、  
彼らは中世末ないし近世初頭以来、主として都市ブルジョワから身分的に上昇してきた。なぜ彼らは貴族身分への上昇を  
望んだのであろうか。むろん、貴族身分がタイユ税の免除をはじめさまざまな特権をもち、他の身分よりも権威・威信を  
そなえていたからでもあるが、今一つの理由は、少なくとも一七世紀までのフランス社会が流動的で動乱を伴い、経済的に  
不安定であったことによるのである。多くの史家が指摘するように、都市ブルジョワは利潤を上げて、しばしば自己の  
経営する企業に連続して投資せず、当時としては最も安定していた国王官職や土地に投資して、財産の分散を謀り、あら  
ゆる不即の事態に対処したのであった。「エッセー」の作者として知られたモラリスト Montaigne の家系にその事例をみ  
るならば、Ramon Ayquem は一五世紀にボルドーで、ブドウ酒、タラ、ニシン、大青等の輸出商を営なみ、祖父 Grimon  
の代に土地等の家産増大にはげみ、父 Pierre の代に商売を縮小して市政に従事し、Montaigne の代に事業から完全に遠  
ざかったのであった。<sup>(5)</sup>

このように危険事業の行詰りに敏感であった都市ブルジョワの子孫である法服貴族は、一般に、しばしば指摘される事例ではあるが、「法の精神」の作者として知られた啓蒙思想家 Montesquieu (ボルドー高等法院の次席院長を歴任) が、一七四六年一月、三五リーヴルの借金をとりたてるために、石工と靴直しの女房を脅迫したり、五三年には更に小額の貸金をとりもどすために、差押えをした事例が示すように、自己と他人を峻別し、他人の境遇には無関心に自己を主張する個人主義的にかつ現実的、打算的な鋭い経済観念を受継いでいたのである。従って、法服貴族の財産は、その経済観念を反映して、さまざまな形態の動産、不動産に分散され、注意深く運営されていても別段驚くにはあたらないであろう。以上のことを念頭に置いた上で、さっそく財産としての官職から検討を始めよう。

註

(5) 関根秀雄著「モンテーニュ伝」白水社刊、九六九頁。

(9) R. Shackleton, *Montesquieu A Critical Biography*, London, 1961. p. 202.

## 二

国王官職の上層、とりわけ最高諸法院の官職は、一六・七世紀には、購入を希望する都市ブルジョワが殺到し、価格の点でいちじるしい高騰をみたのであった。このことは R. Mousnier がかって大部な博士論文で検証したので、<sup>(7)</sup> 現在は周知の事実である。しかし、一七世紀末期以来一八世紀全体を通じて、この官職価格は相対的に低下の傾向を示すに至った。この事実にも最も早く注目した H. Carré によると、<sup>(8)</sup> レンヌ高等法院では、次席院長の職が一六九九年には一六万リーヴルであったが、一七八四年には八万七〇〇〇リーヴルに、評定官職は一六六五年には一〇万リーヴルに制限されていたが、一八世紀中葉には五万五〇〇〇リーヴルに、一七八八年には三万リーヴルに、ディジョンでは同じ時期に六万六〇〇〇リーヴルから三万四〇〇〇リーヴルに低下していた。なぜこのような低下を示したのであろうか。この原因・理由について

は別の機会にあらためて検討を加えたいが、さしあたって次のような要因を指摘できよう。すなわち、都市ブルジョワの側からみれば、もはや最高諸法院の官職が価格に比較して給与が低く、利潤という観点からみれば、とおてい投資のみかえりになり得なかったこと、しかも、貴族身分を得るには面倒な手続のない方便が他に存在したこと、最高諸法院、とりわけ高等法院が一七三二年レンヌ高等法院で設定したのを皮切りに続々と各法院で内規を設け、官職に就任すでに貴族身分を取得していることを要求し、法院が自ら官職の販路を狭めてしまったこと等である。<sup>(9)</sup>もとより、最高諸法院の官職価格はきわめて変動激しく、売りにでた官職の所属する法院の序列上の位置、売りにでた官職の数と購入希望者の数、官職が売りにでた時点における経済の動向とそれに照応した購入希望者のフトロコ工合、売却希望者の迷惑等によって左右されていた。従って、官職価格の平均値を求めることはきわめて困難である。ここではさしあたりの目安として、F. L. Fordが計算した一八世紀前半期における大まかな平均価格を紹介しよう。<sup>(10)</sup>彼によると、地方の高等法院では、評定官官職で二万五〇〇〇〜五万リーヴル、審問各部長官職で六万〜七万リーヴル、次席院長官職で七万〜一〇万リーヴル、パリ高等法院では、一般にこれらの二〜三割高であった。一八世紀の庶民の平均賃金は、H. Seeによると、作男で八四〜九〇、馬丁で六〇〜六六、女中で二四〜三三リーヴルであり、同世紀末のディジョンにおける高等法院の次席院長 Jannor の家では、部屋付女中の賃金がいずれも年額で六六〜九〇、馭者で一二〇〜二〇〇リーヴル、庭師で一五〇〜二〇〇であったか<sup>(12)</sup>らこれらの官職価格がいかに高価であったかをうかがい知れよう。

ところで、官職には、官職価格の一〇〇〇分の五に相当する本俸 (gage) と各種手当 (épicesその他) が付いている。しかし、王権は官職価格を実際の売買価格の四分の一とか五分の一といった低い価格に査定していたし、その査定の対象になる官職価格自体変動していたので、きわめて複雑であり、保有者各人の収入は毎年一定していなかった。従って、多くの史家が低収入を指摘していながらも材料不足を理由に検討を断念しているが、諸研究に散見される若干の事例をここ

に紹介するならば次のとおりである。すなわち、最も仔細に渡り、また信憑性があるのは、Guy d'Arvisenet が検討したパリ租税法院の評定官 Dionis du Séjour の場合である。<sup>(13)</sup> 彼は、一七二四年以来租税法院が廃止されたフランス革命下の二七九一年まで、実に六七年間も同じ官職にとどまり、しかも収入をきちょうめに記した当時としてはきわめてまねな人物である。彼は自分の就くことになった官職を五万九〇〇〇リール（この他にさまざまな名目の税と手数料を七三〇〇リールも初年度に支払った）で購入した。しかし、その年以来九一年まで、官職から上る収入の平均は、毎年各種の手当や慣習的なおくりもの、心付けの類まで入れても、合計一五〇〇リール前後であった。購入価格五万九〇〇リールを投下資本とするならば、収入が一五〇〇リールであるから、利潤はわずか二・五四％にしかない。また、Bluche の検討によるパリ高等法院の評定官 Bragelongne の場合も、一七五九〜六六年の平均利潤は二・三八％であった。<sup>(14)</sup>

以上の簡略な検討からだけでも、官職がいかに高価な動産であるか、また官職の利潤がいかに低率であったかが明らかになる。フランス革命で頭角を現わすあのミラボーの父親、ミラボー侯が当時《この高価な官職は何の利潤を生まない》と述べたのは、<sup>(15)</sup> あながち見当はずれの印象ではなかったのである。従って、彼らは官職と兼務のできる仕事にも常に関心をいただいていた。<sup>(16)</sup> 中でも特に、親王家の家政相談役は、主任相談役ともなれば王権の同意を必要としたとわいえ、好んで引受けられる仕事であった。この仕事は、いわばパリ高等法院官僚の一手販売であり、例えば一七三七年、評定官 Salaberry 師は Penthievre 公の主任相談役になり、五三年には同公の息子の後見人になるし、五〇年同じく評定官 De Blair は Conti 公妃の主任相談役になり、五万リールの遺産を受けたのであった。もとより、これらの仕事口はかならずしも多くはなく、ごく一部の官僚のみがありついにすぎなかったが、一方では遺言の執行役という職をも引受けていた。この職は、彼らが職務柄法の番人であるだけに専門的な知識を持っており、うってつけの職であった。かくて、

Conti 公は一七二七年評定官 Menguy 師を自分の遺言の執行人に任命したし、トゥールーズ伯は同じ役目を主席検事 Guillaume Francois Joly de Fleury と次席検事 Gilbert de Voisins に要請した。しかし、法律により、執行人は現金で報酬を受けることが禁じられていたので、物品で、すなわち貴金属、絵、形見で受取らねばならなかった。従って、一七三一年上述の Joly de Fleury は國務顧問官 Jean-Baptiste de Pomereu の遺言執行人になり、二〇〇ピストルのダイアモンドをもらおうし、三五年には Chausserais 嬢の執行人になり、約二万エキュールの銀の食器類をもらおう。しかしながら、このような臨時の仕事を入れておいても、官職は付随する特権や社会的地位を別にすれば、収入の点で決してウマシのあるものではなかったのである。

註

- (7) R. Mousnier, *La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII*, Rouen, 1945. pp. 331-343. 改訂増補版 1971, pp. 356-369.
- (8) H. Carré, *La fin des parlements*, Paris, 1912, pp. 6-7.
- (9) 「一八世紀フランスにおける最高諸法院官職について」拙稿史学第四三卷第四号、九三頁参照。
- (10) F. L. Ford, *robe and sword*, New York, 1953, p. 150.
- (11) H. Sée, *La France économique et sociale au XVIII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1925, p. 24. 拙訳「フランスの社会構造——一八世紀における」、法政大学出版局、二七〜二八頁。
- (12) A. Colombet, *Les parlementaires bourguignons à la fin du XVIII<sup>e</sup> siècle*, Dijon, 1936, p. 95.
- (13) Guy d'Arvisenet, *L'offices de conseiller à la cour des aides de Paris au XVIII<sup>e</sup> siècle* (*Revue historique de droit français et étranger*), 1955, pp. 537-59.
- (14) F. Bluche, *Les magistrats du parlement de Paris au XVIII<sup>e</sup> siècle* (1715-1771), Paris, 1960, pp. 171-72.
- (15) Mirabeau, *L'ami des hommes*, t. I. p. 47. cité par Bluche, op. cit., p. 169.
- (16) 以下の事例は Bluche, op. cit., pp. 217-19. に負ぐ。

### 三

さて次に、ラント (rente) 及び国王年金の問題を検討しよう。まずラントは、しばしば定期金と反訳されるが、要する

に利子付の金銭貸与である。<sup>(17)</sup> フランスでは、ラントはたとえどんなに利率が低くても、教会によって正式に一七八九年一〇月一二日まで禁止されていた。しかし、ラントは、現実の経済慣習として、王権によってすら堂々と、一七二五年には勅令によって、利率を5%までと規定されていたのである。このラントは、一八世紀には、少なくとも二つの形態をとっていた。すなわち、永続ラントと設定ラントである。永続ラントはある額の資本を譲渡するみかえりとして永続的な利子を伴うものであり、この永続的利子という点に一種の安定感をおぼえて最高諸法院官僚が好んで利用したのであった。例えば、パリの市債は一六世紀のフランソワ一世時代以来人気のある永続ラントで、パリ高等法院の官僚多数が購入していた。中でも極端なのは評定官 Louis Etienne で、結婚当初所有していた全財産、八万五〇〇〇リーヴルのうち、パリの市債だけで八万リーヴルにのぼったのであった。<sup>(18)</sup> しかし、地方では、この傾向がパリほど強いとする証拠は見当たらない。例えば、トゥールーズでは、高等法院官僚がラングドック州当局の発券にかかる債券を購入していた。しかし、法院長Manibanが利子だけで四三五〇リーヴルも得ていたのを別にすれば、多くの場合、彼らは五〇〇リーヴル以上の利子を受取っていなかった。この五〇〇リーヴルを利子率5%と見積っても、一万リーヴルの額面にしかならないから、各人の所有する債券は比較的少額であったことになろう。しかも、これらの債券が受取人名義を妻や未婚の女性たちの名前にしていた点<sup>(20)</sup>からみて、彼らは寡婦財産や娘・姉妹の嫁資として購入したものと考えられる。

また、株式会社への投資も一種の永続ラント購入とみなし得る。周知のように、一八世紀には、経済の好況期をむかえて、次第に多額の資本を必要とする企業が生長し始めていたので、このような投資をも見落すわけにはいかなのである。しかし、最高諸法院官僚||法服貴族は、貴族身分である以上、その品位を傷つけることになるという理由で、伝統的に、法律によるよりもむしろ慣習上、従事してよい職種に限界を課せられていた。もしそれに違反していることが明らかであれば、所謂「貴族資格の喪失」(dérogance) 処分に付されたのである。しかし、王権は、例えば一七世紀以来の多数の

勅令により海外貿易に、一六〇一年と一七二二年の勅令により鉾山開発に、彼らが身分違反に問われることなく参加できるよう認可を与えていた。<sup>(21)</sup> 従って、今や、彼らは上述については投資をする自由をもっていたのである。Guy Richard<sup>(22)</sup> の検討によると、海外貿易の商社では、サン・マロのインド会社 (Société des Indes de Saint-Malo) の出資者に、レンヌ高等法院の院長 Du Plessis がいて二万七五〇〇リーヴルを出資していたし、さらにはディジョン高等法院の院長 Siry de Conches がいて、一七五〇年には一〇万リーヴルを出資していた。しかしながら、海外貿易の商社に対する投資の事例は、R. Forster がトゥルーズの法服貴族についての検討から一人も指摘できなかったし、Colombet がディジョンのそれについての検討からわずかに法院長 De Broses がインド会社に投資していたという一例のみしか指摘できなかった<sup>(23)</sup> ことからみて、むしろめづらしかったのかもしれない。また、炭礦、精練、製鉄会社では、例えば一七五七年に設立されたアンザン会社 (Compagnie d'Anzin) に多数の貴族が投資した事例が有名である。しかし、法服貴族が投資した事例は、わずかに炭礦会社、すなわちアニッシュ会社 (Companie d'Aniche) 一社のみであった。同社には投資額こそ明らかでないが、ドゥエ高等法院の次席院長 Francois Dupont de Castille、評定官 André Plaisant du Château、Fiore-Achille Hennet, Eustache Rémy らの名前がみられる。

一方、設定ラントについてはどうであろうか。これは同じラントでも個人対個人の間設定されるものである。彼らがこの種のラントを多数所有していたことは明らかである。Bluche は、パリ高等法院の事例として、評定官 François Le Febvre de la Malmaison が四七万六五七八リーヴルに相当するラントを残し、そのうち半分近い二二万七〇七七リーヴルを個人との設定ラントにしていたことを指摘しながらも、一般に永続ラントの方が多<sup>(24)</sup> としているが、Colombet は、ディジョン高等法院では、むしろ設定ラントの方が圧倒的であったとする。<sup>(25)</sup> すなわち、高等法院の院長 Bouhier de Lantenay は一六万六〇〇〇リーヴル、同じく Jannon は一二万リーヴル、同じく Fardel は九万三〇〇〇リーヴルを所有

していた。これらのラントは、院長 Jehannin が同僚から町の古物商に至るさまざまな人々と四四件に及ぶラントを設定していたり、同じく Esmoin de Dampierre が一六万六五四リールのラントを平均して一五〇から二〇〇リールまでの無数のラントに分散して設定していたように、多くの場合、きわめて小口であった。そしてその利率は、評定官 Legouz が自分の所領の人々、ブドウ耕作者、大工、石工、富農らと四%や三・三三%で契約をとり交していた事例からうかがい知ることができるよう、一般に三〜四%であったようである。

以上ラントについて簡単な検討を加えたが、彼らはなぜラントに手をだしたのであるうか。Bluche が指摘するように、その動機は、ラントが評価額を明示された一片の契約証書であり、置き場に困るようなものではないと同時に、妻の寡婦財産や娘の持参金として分割できる便利さがあったからであろう。<sup>(26)</sup>

ところで、ラントとは別に、国王によって与えられる年金（以下国王年金とする）も考慮に入れておかねばならない。絶対王政下の一八世紀にあつては、王権が臣下の働きに対する特別の厚情としてばかりでなく、もはや弛緩した王権に臣下をつなぎとめておくためにも、国王年金の大盤振舞をしたのは周知の事実であろう。法服貴族もむろんその例外ではなく、しばしば王権から年金を下賜されたのであった。しかし、王権が彼らに年金を下賜する動機は、ヴェルサイユ宮廷に群り集まる他の貴族のそれとはちがって、多くの場合、王権の希求する勅令を法院に登記するため、反対の立場をとらないように彼らをだき込むためや登記の達成に尽力した人々にその反対給付として与えるためであった。すなわち、それは勅令登記の準備工作や成功の報賞であり、国王年金という合法的名称をとりつつも、王権の動機は不純なものであった。従つて当然、この国王年金を受領した人々は、勅令登記に影響力を及ぼしうる院内でも重要性の大きい、特定の地位に就いている人々、すなわち法院院長、次席院長、各審問部長、古参評定官、主席・次席検事（正式の規定では院長と古参評定官を除外）といった人々に限定されることになる。<sup>(27)</sup> 革命下の憲法制定議会における年金委員会 (Comité des pensions de

L'Assemblée Constituante)の調査によると、<sup>(28)</sup> 例えば二〇分の一税の設定をめぐって高等法院で論議された一七七九年その年だけでさえ、王権はボルドー、ブザンソン、ペルピニヤンの法院長とパリ、グルノーブルの院長夫人、更にメッス、エクススの主席検事、ルアン、レンヌ、ディジョンの評定官とトゥルーズの次席検事に国王年金を下賜したのであった。

しかし、この国王年金の額は、各人の働きやその時点における王権の事情等さまざまな要因に支配されるので一定せず、数千リーヴルから数万リーヴルの間を上下していた。参考までに若干の事例を列挙しておこう。<sup>(29)</sup> すなわち、パリ高等法院の院長 D'Aligre は一七六五年に一万リーヴル、七五年には二万リーヴルの国王年金を受領し、七九年には彼の妻が八〇〇〇リーヴルのそれを受領したし、エクス高等法院の院長 Gallois de la Tour は総額二万三〇〇〇リーヴルを、ルアンの院長 Montholon は九〇〇〇リーヴルを、ディジョンの院長 De Broses は八〇〇〇リーヴルを、コルマルの院長 Spon は七〇〇〇リーヴルを、またエクススの主席検事 De Montclar は総額四万八〇〇〇リーヴルを、ルアンの Belbeuf は七〇〇〇リーヴルを、ディジョンの Pérard とコルマルの Hermann は六〇〇〇リーヴルを、ルアンの名譽評定官 Le Sens de Solleville は一万リーヴルを、評定官 Hécamp de Coltor と Neuville d'Houpeville は三〇〇〇リーヴルを受領したのであった。もとよりこれらの国王年金は、宮廷で寵愛を得た貴族の年金に比較すれば問題にならないが(例えばポリニャック家は七〇万リーヴルも手に入れた<sup>(30)</sup>)、それでも収入の一部として無視できなかつた。

註

- (17) 本稿ではラントをきわめて単純化して扱っているが、絶対王政下のラントの実態は複雑である。つじあたる M. Marion, Dictionnaire des institutions de la France aux XVIII<sup>e</sup> et XVIII<sup>e</sup> siècles, Paris, 1923. pp. 481-85 「ラント」の項参照のこと。
- (18) Bluche, op. cit., pp. 212-14.
- (19) R. Forster, The nobility of Toulouse in the eighteenth century, Baltimore, 1960. pp. 115-16.
- (20) Ibid., p. 116.
- (21) 「貴族資格の喪失」に関しては稿をあらためて検討したい。つじあたる Marion, op. cit., pp. 395-96. 参照。

- (22) 以下の諸事例は Guy Richard, *La noblesse de France et les sociétés par actions à la fin du XVIIIe siècle* (Revue d'histoire économique et sociale), 1962, pp. 484-513. に負へ。
- (23) Forster. op. cit., p. 118. 及び Colombet, op. cit., p. 75.
- (24) Bluche, op. cit., p. 215.
- (25) Colombet, op. cit., pp. 75-77.
- (26) Bluche, op. cit., p. 214.
- (27) Carré, op. cit., pp. 10-11.
- (28) Ibid., p. 14. Colombet, op. cit., p. 70.
- (29) Carré, op. cit., pp. 11-13, Colombet, op. cit., p. 70. F. Burckard, *La bourgeoisie parlementaire au XVIIIe siècle* (La Bourgeoise alsacienne, études d'histoire sociale, 1967), p. 168.
- (30) Séé, op. cit., p. 82. 拙訳九六頁。

四

さて次に、家具、貴金属から蔵書に至るこまごまとした動産を検討してみよう。一般に、彼らは身のまわりの動産にも目が高く、高価な品を所有し、しばしば豪華な暮し振りといえるほどの富裕な生活を送っていた。Forster の指摘によると、トゥルーズでは、地方都市であるにもかかわらず、彼らの動産として、ゴブラン織りの壁掛け、机、椅子から中国製の陶器、銀の食器、古銭・美術品のコレクション、蔵書、馬車、宝石類等を指摘することができる。ここでは参考までに、デイジョン高等法院の院長 Micault de Courbeton の動産(ヴォーバン街の邸宅にあった動産)を表にして紹介しよう。<sup>(32)</sup>彼の動産は一〇万五七四リーヴルと評価された莫大なものである(デイジョン高等法院の他の人々のそれは、数千から数万リーヴルどまりである。例えば、Bouhier の Lantenay におけるそれは二万六〇八九リーヴルである)。

さて、表にすると、上述のようになるが、更に上述の洋服筆筒と筆筒の内訳を表にすると第二表のようになる。その数たるや実に驚くべき数であり、単なる物持というより、常に多数の客人をもてなす用意のできた高い水準の生活を彷彿さ

第一表

食卓	三
遊戯用テーブル	八
寝台(小型を含む)	四〇
肘掛け椅子	六〇
事務用机	二〇
書棚	五
洋服箆笥	三六
箆笥	一六

Colombet, op. cit., p. 93 から作表。

第三表

ブルゴーニュ酒	数百ダース
ボルドー酒	八百四本
マラガ酒	八百四本
マスカット酒	八百四本
キプロス酒	八百四本
麴香酒	八百四本
グルナシユ酒	八百四本
パカレ酒	八百四本

Colombet, op. cit., p. 93 から作表。

法服貴族の経済的基礎

第二表

シーツ	二七〇組
上下服	一〇〇着
上着	五〇着
男物シャツ	一二三枚
手袋	六〇組
食卓用ナプキン	二三四ダース
台所用エプロン	六八二枚
食卓用ガラスビン	八六本
かつら	四個
人參形タバコ	数百本

Colombet, op. cit., p. 93 から作表。

ブドウ酒は、Colombet の計算によると、時価二万六〇〇〇リーヴル以上にのぼったのであった。彼の場合は極端にすぎるかもしれないが、法服貴族の動産をうかがい知ることができよう。ところで、彼の動産の中には、数字で蔵書が明示されてこないが、一般に蔵書の額が大きな比重を占めてくると多くの史家が指摘している。<sup>(30)</sup> なぜならば、彼らは職務柄当時としては第一級の教育を受けていたので、知的水準が高く、その結果多くの読書家、愛書家を数えたからであるし、また一冊の図書でさえ決して安価ではなかったからである。ちなみに、その価格を指摘するならば、彼らがしばし

せるが、同様のことがブドウ酒の貯蔵についても言える。彼は酒蔵を二〇所有しているが、内訳は第三表のとおりである。これら多種多様の

ば所蔵していた百科全書は、一七六八年にディジョンだけで六〇部存在したが、三五巻全巻で五五〇リーヴルもしたし、<sup>(34)</sup>「メルキュール」誌 (Mercure)、『百科新聞』(Journal encyclopédique)、『文芸年誌』(Année littéraire) といった当時の有力新聞は、年額二四リーヴル、地方では送料を含めると約三三リーヴルもしたのであった。<sup>(35)</sup>かくて、ディジョン高等法院の評定官 Cotin de Joney が五八九七リーヴル相当の財産しか所有していなかったにもかかわらず、図書だけで七三三九リーヴル相当も所有していたり、同じく評定官 Lenuhier de Bressey が財産とほぼ同額の約五五〇〇リーヴル相当も所有していたような熱烈な愛書家の事例を指摘できるのである。<sup>(36)</sup>

むしろ、これらの事例は極端にすぎるとしても、巨額の財産を所有する法服貴族が評価額の上では前述以上に蔵書を所有している場合もある。例えば、パリ高等法院の元評定官 Paris de Meyzieux は、図書を五万四〇〇〇リーヴル相当も、主席検事 Joly de Fleury は二万二〇〇〇リーヴル相当も、次席院長 Moreau de Nassigny は一万二三四六リーヴル相当も、それぞれ所蔵していたのであった。<sup>(37)</sup>

一方、他の都市における彼らの蔵書に関しては、多くの場合、史家がそれを財産という観点から検討していないので、数字を明示することは困難である。<sup>(38)</sup>しかし、Meyer が指摘する一〇二の事例を紹介するなら次のようである。レンヌ高等法院の審問部長 La Bourdonnaye-Montluc は図書を七五六三リーヴル相当も所有していた (Sée が彼の会計帳を社会経済史の立場から検討した際、彼が年間数百リーヴルの図書費を払っていた事実を指摘している)<sup>(39)</sup>し、Le Prestre de Chateaugiron のそれは三七二リーヴルに相当していたのだ。また、Forster はトゥールーズ高等法院の彼らの場合について、蔵書数をしばしば数百冊に及んだと指摘している。従って、他の地方都市においても、彼らは相当な額にのぼる図書動産を所有していたと推定できよう。

註

- (31) Forster, op. cit., pp. 172-73.  
 (32) Colombet, op. cit., pp. 92-93.  
 (33) 例<sup>(34)</sup> Bluche, op. cit., p. 225 参照の<sup>(35)</sup>。  
 (34) D. Mornet, Les origines intellectuelles de la révolution française, Paris, 1933. p. 153. 邦訳「フランス革命の知的起源」(上)坂田太郎・山田九朗監訳、一二二頁。  
 (35) Mornet, op. cit., p. 160. 邦訳前掲書一三四頁。
- (36) Colombet, op. cit., p. 194.  
 (37) Bluche, op. cit., p. 225.  
 (38) J. Meyer, La noblesse bretonne au XVIII<sup>e</sup> siècle, Paris, 1966, pp. 1162-77 <sup>(39)</sup> pp. 1169-70 表参照の<sup>(40)</sup> Forster op. cit., pp. 68-69 pp. 168-69. 参照の<sup>(41)</sup>。  
 (39) H. Sée, Un type de document, le livre de raison d'un parlementaire breton au XVIII<sup>e</sup> siècle(Annales d'histoire économique et sociale, 1931), p. 235.

五

最後に一括して不動産の最大部分、すなわち彼らの住いと所領を検討しなければならぬ。一般に指摘されることではあるが、絶対王政下の貴族の象徴として、彼らは都市にその身分にふさわしい邸宅を、農村地帯には所領を所有するのが常識になっていた。そこで彼らは、祖先の都市ブルジョワ時代から引き継いだ住いや所領を一層拡充していた。かくて、ひとまず住いのみを検討してみても、一八世紀には、彼らの一部が豪華な邸宅を所有するまでに至っていたことが明らかになる。パリでは、彼らの住いは、Le Marais 街や Montmartre 街に集中しており、一般に規模も大きく、表通りと裏通りの両方に面して街区の一角を占有し、馬車の出入りできる門、馬小屋、車庫をそなえていた。しかし、パリは王国の中心であり、他に有力貴族の豪華な邸宅も少なくなかったから、彼らの住いだけが特に目立った存在ではなかったようである。<sup>(40)</sup> 一方、それにひき代え、Burckard <sup>(41)</sup> によると、コルマールで一番豪華で住みよい邸宅は法服貴族の住いであったという事実から明らかのように、地方都市においては、彼らの住いはしばしば周囲の住いに比較して豪華であった。デジョンでは、高等法院長 Bouhier, Fyot, Jannon といった人々の邸宅は、Colombet の表現によるならばさながら宮

殿である。Bouhierの邸宅などは彼の代に完成したのであるが、一七八一年ルイ一六世の弟、プロヴァンス伯に売却された価格は一五万七二〇〇リーヴルもしたのである。また、一七八〇年 Esmoulin de Dampierre は、三軒分の敷地を買収して、ローマ風の正面をそなえた大邸宅を新築したが、その他にも、すでに存在する住いの増・改築も多く、一八世紀末の一四年間だけで七人 (Bernard de Sassenay, Févret, Richard de Montaugé, Richard d'Escrots, Jannon, Micault de Courbeton, Brulart) が邸宅の外観を作りかえたのであった。しかし、彼らの住いの一切が立派な邸宅であつたわけではない。トゥルーズにおける彼らの平均的住いは、ルネサンス風で六角形の塔付きの家 (レンガ構造) か、一八世紀に建設された三階建の矩形で中庭付きの質素な家であつた。<sup>(43)</sup> それどころか、彼らの一部はアパルトマン住いもしている。パリ、レンヌでは、彼らは独身であつたり、家族を所領に置いて単身赴任した場合、アパルトマン住いをしてい<sup>(44)</sup>た。人頭税台帳を基礎に Forster が検討したところによると、<sup>(45)</sup> トゥルーズでは、彼らは集中的に居住するある街区で、三三軒の家に一〇二世帯も住んでいたのである。

以上のように、彼らの住いは都市においてさまざまであつたが、次に彼らの農村地帯における住いに移ろう。この農村部における住いというのは、彼らが最高諸法院の休庭になる真夏やクリスマス前後の期間と年に一六日ある祭日、更には (一八世紀を通じて) レンヌ高等法院では、全体一一〇から一二〇人までの内、四〇〜五〇人以上の出席がなかったり、一七八八年五月、コルマール最高評定院の書記が勅令登記のため所領に引きこもつた評定官に緊急呼出しをかけねばならなかつた事実<sup>(46)</sup>から推して)、おそらく開廷期の日々にもしばしば、家族の保養や所領管理のため使用することにあつた。従つて、彼らは所領の規模やそこまでの距離によつてはいくつもの城館や別荘を所有していたのである。パリ高等法院の彼らの場合について、若干の事例を指摘すれば、評定官 Léon Rouillé は Auteuil に一万二〇〇〇リーヴルに相当する家を同じく評定官 Jean Nicolas de la Guillaumie は Passy に、同じく評定官 Jacques Dominique de Gourgues は

Picpus にそれぞれ所有していた。<sup>(47)</sup> また、ディジョン高等法院の彼らの場合、最も著しいのは院長 Bouchier で、ディジョン市郊外に散在する所領に城館二、別荘四を、同じく院長 Jannon は城館二、別荘一を所有していた。<sup>(48)</sup> これらの事例から、パリに住むか地方都市に住むかにかかわらず、彼らがしばしば別宅を所有したことがうかがい知れよう。

ところで、これらの住いは彼ら自身が使用する目的のためであったが、今や彼らの一部は利潤を目的にして建物―施設の所有―経営に乗りだしていた。パリ高等法院の審問部長 Croiset は義兄弟にして同僚の Rossignol と二人で、街区と城壁の境界にある土地の三分の二を所有していたが、城壁を取りこわし、溝を埋めて地ならしをし、そこに馬小屋を作って隣人たちに賃貸した。また同じく評定官 Joseph Antoine d'Aguesseau de Valjouan は、一七二三年四月一七日に、土地を購入し、それを二つに分割し、一つを更に一〇区画に分譲して一二万六二四三リーヴル七ソルの金を手に入れるとともに、残りの土地に国王から大衆用マーケットを開く認可をとりつけて、それにダゲソー市場と命名している。<sup>(49)</sup>

一方、このような事例はパリだけでなく、ブルゴーニュのような地方にも散見される。ディジョン高等法院の Maireret de Thorey は Pellerey に鉄工所を所有していた。そこでは、七四人の労働者（薪関係四〇人、鉦石関係二〇人、鉄工関係九人、溶鉦炉関係五人）を雇い、年間三億グラムの精練された金属と二億二五〇〇万グラムの錬鉄を生産し、Chalon に売却していた。また同じく D'Anthès は法院の同僚 Salomon Dabiens, La Torche, Guyot 兄弟、Barberot と Villecomte と Dienay に大規模な鉄工所を共有していた。これらの所では、上述と同数の従業員を雇い、一七八九年には三億七五〇〇万グラムの精練された金属と二億二五〇〇万グラムの錬鉄を生産していた。Legouz も Saint-Seine に鉄工所を所有していた。彼の工場は一億三七五〇万グラムの錬鉄を生産し、二一人の労働者（薪関係一五人、鉄工関係六人）を雇い、生産品をリヨンやサンテ・チェンヌに送っていたのである。<sup>(50)</sup>

さて、彼らの所領の問題に移ろう。彼らの所領はどのように構成されていたのか。むろん、それは森林、牧草地、耕地

をはじめとする土地（沼沢・河川も含めて）一切と領主的諸権利である。

しかし、一八世紀において、彼らの生活をささえ、収入源として有力であったのは、森林と耕地である。森林は、そこで採取される木材が家具・ブドウ酒樽として利用できるだけでなく、家庭の燃料としてや、しばしば鉄工所の燃料として大口の需要を得ていたので重要である。しかし、森林の伐採が進み、どこでも森林の先細りが心配されていたので、木材の価格は、ボルドー地方のブドウ酒樽が一七六〇年に一二ダースあたり九六リーヴルであったのが八〇年には一三五リーヴルになったように、<sup>(51)</sup>上昇していた。第四表は、ブルゴーニュの Saussy

1755年	1,586	リーヴル
60"	1,586	"
65"	910	"
70"	2,132	"
75"	2,925	"
80"	3,489	"
85"	3,066	"
89"	3,525	"

第4表 Colombet, op. cit., pp. 137-38 から作表。

における森林伐採（面積三五 journaux 四分の一）による薪の価格である。この表から、森林資源の価格が高騰しているのがうかがい知れよう。

従って、だからこそ、いずれは消滅してしまう資源だけに当座の収入としては重要であり、例えばディジョン高等法院の院長 Jannon は一七八八年に Labergement の大木を二〇〇〇リーヴル、雑木を五八〇〇リーヴル、Beneuvre の大木を九〇〇〇リーヴル、雑木を二四四〇リーヴルで

売却したのである。<sup>(52)</sup>しかし、一方で彼らの森林（少なくとも彼らの方では上級所有権があるので自分のものとみなしている森林）は、しばしば、中世以来農村社会を規定する村落共同体諸規制の体系に組入れ、慣習的に住民全体の共有財産として扱われてきた。そこで、上述の如く森林資源が重要になるにつれ、彼らは、森林を住民と分割して、確実に三分の二や三分の一だけでも手に入れようとした。所謂領主的反動の一つの表現である。かくて、彼らのこの思惑を阻止しようとする住民との間に、ディジョン高等法院の院長 Esmonin de Dampierre が Jura 地方における Chassagne の住民と経験したような、激しい対立さえ生じた。<sup>(53)</sup>

彼らの所領では、むろん他の階層の人々の土地におけると同様に、地域によって定額小作制 (Fermage) —— 北フランスを中心にして —— や分益小作制 (Métayage) —— 南フランス、西南部フランスを中心にして —— といった経営形態のちがいがいこそあれ、穀物生産やブドウ栽培を行っていた。中でも、ブドウ栽培は、良質のブドウ酒を産出する地方では、彼らの好んで手がける作物であった。ここでは、さし当りボルドーを事例に紹介しておこう。<sup>(54)</sup>

ボルドーでは、近郊に良質の赤ブドウ酒を産出する Médoc 半島、白ブドウ酒を産出する南部、赤・白両酒を産出する Entre-Deux-Mers 地方をかかえ、作物はブドウ栽培が圧倒的であった。当時ブドウ栽培は、天候の不順に影響されやすく、無事成育しても、その間と収穫前後には集約的な手入れと労働力を必要とし、ブドウのしぼり汁は新しい樽の中に入られて、一定の温度のもとで、かきまぜないで長い年月安置して醸酵しなければならぬ。また、ブドウ酒として完成しても、対外戦争のような外的条件の変動しだいで外国市場の閉鎖のような事態に直面し、商品化をはばまれる危険におびやかされており、非常に不安定であった。しかし、これらの危険をかくぐり、ひとたびブドウ酒として商品化に成功すれば、その利潤はきわめて高いもの、すなわち、エーカーあたり一〇〇〜二〇〇リール、土地によっては五〇〇リールにもものぼった。これは他の農作物に比較して、少なくとも三倍の利潤を上げることの意味していた。従って、ボルドー高等法院や租税法院の彼らは、自分の所領でブドウを栽培することに熱中したのである。このブドウ栽培には、所領の経営上、日雇農を使用した直接経営、エーカーあたり約一〇リールの請負賃をだして農民に耕作させる方法、更には折半小作にだす方法等があったが、そのいずれの経営方法によるにしろ、彼らが高い利潤をあげたことに変わりはない。一八世紀後半に、ボルドー高等法院の評定官 Arche は、五八エーカーの所領から、年によって変動するが、樽あたり一五〇から三五〇リールのブドウ酒を二六から六五樽も生産したし、同じく評定官 Castelnaud は、二〇エーカーの所領から樽あたり九〇〇リールのブドウ酒を二五樽 (二万二五〇〇リール) 生産したり、同じく院長 Lavie は一一・二エー

4万リーヴル以上	1 (4万2340リーヴル)
3万9999 " 以下	2
2万9999 " "	9
1万9999 " "	8
1万4999 " "	17
9999 " "	13
6999 " "	10
4999 " "	7
2999 " "	0
999 " "	1 (905リーヴル)
68人	

第5表 Forster, op. cit., p.21 表1

カーの所領から樽あたり六〇〇リーヴルのブドウ酒を一〇樽(六〇〇〇リーヴル)生産したのであった。今ここに Forster が作表した一七五五年における六八人の法服貴族の収入表を援用するならば、いかに高い利潤をもたらしたか明らかになる。この六八人の収入合計の七三%はブドウ酒の売却によるものであった。彼らの平均収入は一万二六九一リーヴルであったから、その七三%にあたる九二〇七リーヴルはブドウ酒からの収入になる。以上の結果からも、彼らの農業経営が自給自足的な範囲にとどまらず、地域の商品市場と密接な結びつきをもっていたことも明らかになる。

ところで、彼らは農民に貨幣または現物の貢租による支払いを前提に土地(領知地)を貸与していた。しかし、中世末以来、この貢租の額は固定化し、一八世紀ともなると、もはやとるにたらない額、従って領主である彼らにとってはとるにたらない収入になっていた。上述の六八人の所領では、平均一万二六九一リーヴルの収入におけるわずか五%を占めるにすぎなかった。<sup>(55)</sup>そこで、彼らはさまざまな口実を設けては、この農民が保有する土地をとり上げ、領主本領地に組み込んでいった。その際利用された口実として、封建的買戻し権(droit de retrait féodal)〔例えば、*Deijon* 高等法院では、*Legouz de Saint-Seine, D'Anthès de Longepierre, Bouhier de Lantenay, Gagne de Pouilly* 等がこの権限を利用した<sup>(56)</sup>〕や滞納貢租の一括要求〔例えば、*Bordou* 高等法院の評定官 *Léonard-Antoine d'Essenault* は、一七七七年、農民 *Roux* 某から三五年間の滞納サンスの代りとして、また他の農民六人から同様の手口で、とり上げたのであった<sup>(57)</sup>〕、更に〔パリ会計検査

院の評定官 Pierre Fijan が一七世紀末から一八世紀初頭にかけてブルゴーニュで、気に入った土地の所有者に売るよう迫ったように<sup>(58)</sup>」時には強迫すらあったことは周知の事実であろう。

こうして、彼らの所領は、領主本領地の拡大を志向する方向で発展していたことがおおよそうかがい知れるが、今一つ忘れてならないことは、トゥールーズ地方の如き南西部においてすらも、同市高等法院の主席検事 Riquet de Bonrepos のように、領主的諸権利のうち、農民から徴集する権限一切を一人の借地農に請負せることがあった点であろう。

さて、それでは、彼らの所領はどの程度の規模であったのか<sup>(60)</sup>。パリ高等法院の次席院長 Olivier de Sénozan の所領は、ノルマンディ、イルドフランスからブルゴーニュ、ドーフィネ、リオネにまで分布していた。もとよりこれらの

所領は、遺産や嫁資として彼の所有に帰したもので、いわば計画性もなく不統一に偶然こりり込んだものなので、かくも分散されていたのであるが、評価額にして実に四二五万七三六四リーヴル一八スー二ドニエであった。また、同法院の元評定官 Gallifet のそれは、シャロン徴税管区とプロヴァンスの二ヶ所に分散された二五六万六九一五リーヴルにのぼる所領であった。Le Pelletier de Rosambo 家の所領は、低く見積ってもブルターニュで一〇聖堂区にまたがっており、同家から輩出したパリ高等法院院長の相続財産を分割する際には、遺産の所領は少なく見積って第六表の如く一六五万六八七〇リーヴルもしたのであった。

一方、このような事例は地方の法服貴族にもみられる。レンヌ高等法院の院長を務めた La Bourdonnaye-Montluc の一七七四〜七五年における所領は、第

周辺部の属地も含む	
Guerlisquin の土地	127,230リーヴル
Rosambo	166,740
Kergariou, Kodez, Kerouard 等	540,000
Parlan 聖堂区の Kerouluez	102,900
Tréguier	720,000
計	1656,870リーヴル

第6表 Bluche, op. cit., p. 189 の表

La Juliennais	499851リーヴル
Châteauloger	51452
Bain	334101
Poligné	97078
Laillé	131793
Coetmizan	116443
Kerharzit	43809
Kermoroch	15559
Lescoët-Coëtmer	150497
La Vallée Plumaudan	102722
Verger	12090
La Metrie Saint-Juvat	37690
計	1593,085リーヴル

第7表 Meyer, op. cit., p.970 における  
La Bourdonnaye-Montluc の財産表を修正。

La Magnane (Anjou)	262032リーヴル
Coudre(Châteaugontier近郊)	12000
Coulongé (Anjou)	31200
Coëtquelfin (下Bretagne)	88500
Port-Durand, Belle-Ile, Bonneville, Le Plessis-Tizon (Nantes 近郊)	45600
Nantes 教会所属世俗裁判区下の土地	13200
計	452,532リーヴル

第8表 Meyer, op. cit., p.971 における  
La Tullaye の財産表を修正。

七表の如くである。評価額にして一五九万三〇八五リーヴルである。しかし、これらの事例は、評価額が高額であるからこそ目立つのであり、むしろ例外とみるべきであろう。なぜなら、Blucheをはじめ他の史家たちは、数十万リーヴル以下の事例を多く指摘するからである。パリ高等法院の法服貴族の事例を二〜三指摘すれば、Boulainvilliers がノルマンディに所有する所領は、三〇万リーヴル、Le Couturier のそれは、二〇万五六〇〇リーヴル、Louis Gaspard de Fieubet のそれは二〇万リーヴルである。レンヌ高等法院の La Tullaye 所領は第八表のように分散し、評価額は四五万二五三二リーヴルであったし、評定官 Caradenc の一七五二年における所領は四四万二〇四〇リーヴルであった。<sup>(62)</sup>

註

- (40) Bluche, op. cit., p. 176. (22) Colombet, op. cit., p. 138.
- (41) Burckard, op. cit., p. 169. (23) Colombet, op. cit., pp. 140-141.
- (42) Colombet, op. cit., pp. 82-85. (24) 以下キヌエーの事例については Forster, *The Noble Wine Producers*, pp. 21-30 を参る。
- (43) Forster, op. cit., p. 170. (25) Ibid., p. 23.
- (44) Bluche, op. cit., p. 176. Meyer, op. cit., p. 990. (26) Colombet, op. cit., p. 110.
- (45) Forster, op. cit., p. 170. (27) Forster, *The Noble Wine Producers*, p. 110.
- (46) Meyer, op. cit., p. 947, Burckard, op. cit., pp. 62-63. (28) G. Roupnel, *La ville et la campagne au XVII<sup>e</sup> siècle*, 1922, Paris, p. 276.
- (47) Bluche, op. cit., p. 175. (29) Forster, *The nobility of Toulouse*, pp. 58-59.
- (48) Colombet, op. cit., p. 99. (30) 以下ハリ高等法院官僚の事例は Bluche, op. cit. pp. 189-190. を参る。
- (49) Bluche, op. cit., p. 179. (31) Ibid., p. 190.
- (50) Colombet, op. cit., pp. 148-149. (32) Meyer, op. cit., p. 975.
- (33) Forster, *The Noble Wine Producers of the Bordelais in the Eighteenth Century* (dans *The Economic History Review*), 1961, p. 28.

六

さて、以上のような財産を個々人の法服貴族は、金額にしてどの程度所有していたのであろうか。一見容易なように思えるこの財産の査定はきわめて困難である。なぜなら、財産は、わずかに、ごく一部の人々について、婚姻契約をとり交す時とか、死亡した結果、後見人が遺産目録を作成する時といった、何か人生に区切りをつける時点においてしか明らかにならない場合が多く、その結果、財産を同じ時点で検討することなど徹底不可能であるからである。従って、以下で指

摘するパリ高等法院の法服貴族を中心とした人々の財産に関する数字は、あくまで相対的な評価、従って当面の目安以上の何物でもないことを指摘しておきたい。<sup>(63)</sup>

それでは、彼らの財産をどのような序列でとらえるべきであろうか。おそらく、価値感の相違によってさまざまな序列 II 方法があるが、ここでは Bluche の序列を踏襲しておきたい(思うに、それは得られる財産の数字が相対的であるだけに、それに対応した当時の一〇〇万リーヴルといった金額の語感 II 大金持を基点にした比較的単純で、深みのない序列 II 方法のようである)。

一〇〇万リーヴル以上の財産所有例。(以下とくに指摘しない場合はパリ高等法院の法服貴族)。

院長 D'Aligre はロンドンの銀行に五〇〇万リーヴルを預金していたし、次席院長 Olivier de Sénozan は土地と不動産だけで四六七万六四四リーヴルを所有していたし、院長 D'Abbadie は三二〇万以上、院長 Hénault は約三〇〇万、院長 Bernard de Rieux は八〇万の嫁資を得たが、父 Samuel Bernard の遺産六八四万一四四八リーヴル一五ソル八ドウニエを相続、院長 Molé は三〇万か四〇万のラントを所有していたが、妻は Samuel Bernard から六六五万三〇八八リーヴルを相続していた。また、院長 Le Peletier de Rosambo は二七八万八七六一リーヴル、審問部長 Longueuil de Maisons は二六九万八四六〇、元評定官 Gallifet は伯父の遺産二九二万二七一五を相続、評定官 Nicolas III Doublet de Persan は二四三万六六三九、レンヌ高等法院院長 La Bourdonnaye-Montluc は約二一〇万、主任書記官 Dongois は二〇〇万、評定官 Etienne Claude d'Aligre は一六五万五二七〇、評定官 Louis Etienne de Chabenat de Bonneuil は二二二万七四二四、評定官 Maupeou は一〇六万八三七一リーヴルをそれぞれ所有していた。

次に五〇万リーヴル以上の財産を所有したのは、評定官 Alexandre de Bausan の九一万四八三一を筆頭に、評定官 Isidore Louis Le Boulanger は八五万九七六九、審問部長 André Potier de Novion は八五万六六八五、同じく部

長 Alexandre Jean-Baptiste Lambert de Thorigny は土地と不動産だけで七四万七〇〇〇、評定官 Augustin François Mouffe de Champigny は五〇〜八〇万のラント、レンヌ会計検査院の主席検事 La Tullaye は六六万九七六九、審問部長 Louis Bénigne de Bertier は六六万三四六一、評定官 François Le Febvre de la Malmaison は六二万四八一〇、同じく Louis Gaspard de Fieubet は六〇万八六四三、同じく Fagon はラントだけで六〇万、審問部長 Guillaume Vallier は五五万五〇〇〇、評定官 Marie-François de Paule Le Fevre d'Ormesson は五五万二四〇、レンヌ高等法院評定官 Caradenc (父) は五二万八五五八、院長 Fourcy はラントだけで五二万四七九四、リヴル五ソル、院長 Charles Amelot は五〇万以上、評定官 Jean Nicolas de Boullongue は五〇万をそれぞれ所有していた。

最後に、五〇万リーヴル以下の財産を所有したのは、ディジョン高等法院の評定官 François-Anne Chartraire de Givry は四一万一七五五、審問部長 Moreau de Nassigny は三六万七六四三、元評定官 Louis Thiroux de Crosnes は三五万、評定官 Jean Jacques Nouët は三四万八九五〇、同じく Omer Louis François Joly de Fleury は三四万二五二九、同じく Louis Antoine Noblet de Romery は二八万九八八六、同じく Chassepot de Beaumont は二七万九四九〇、同じく Antoine Charles Le Boulanger は二六万、同じく Gagne de Perrigny は二〇万、院長 Claude III Le Doulx de Melleville は一七万四六五〇、リーヴルをそれぞれ所有していた。

以上数十の事例を紹介したが、これらはいわば財産の評価額に経済的序列順に列挙したにすぎない。彼らの財産がどのような分野に分散されているかを知るには、例えば官職、ラントといった有力な財産（従って、生産的で利潤をもたらす収入源）が個々人の財産において占める割合を明らかにする必要がある。しかし、この要請に応えるだけの材料は、上述の財産の評価額におけると同様の困難を伴い、従って相対的な評価しか存在せず、事例も一層狭少になるが、ともかく

も Bluche の研究によって、パリ高等法院の法服貴族の場合にのみ明らかになる。そこでパリの場合を総括的に検討してみると、次のように指摘できよう。<sup>(64)</sup>

官職集中型(六例)——評定官 Maupeou の財産が官職四六・七%、ラント二九・七%、さまざまな財産一六・五%、動産七・一%であったように、官職に集中する型(官職の割合を四〇%以上とする)。この型は、後述の諸型とは異なり、多くの場合、結婚して独立間もない若い法服貴族である。妻の嫁資や親の遺産を手にするには間があり(妻の嫁資はしばしば年賦で支払われた)、さりとて自身の官職以外の財産を巧みに運営して利潤を財産化するまでには至っていないのである。

ラント集中型(一二例)——評定官 Bausan の財産がラント八八%、土地六・六%、動産二・七%、不動産二・五%であったように、ラントに集中する型(ラントの割合を四〇%以上とする)。この型は、事例がパリ高等法院の法服貴族であるだけに、ラントが主として市債や公共投資であることが推察され、都会的、年金生活者的な側面を暗示している。

土地集中型(六例)——評定官 Louis Chevalier の財産が土地六一・七%、動産一八・五%、官職一四・八%、ラント四・九%であったように、土地に集中する型(土地の割合を四〇%以上とする)。この型は、当時の身分的、社会的象徴が土地所有にあったことを想起する時、予想しうる土地貴族的な側面を暗示している。

均等分散型(六例)——院長 Henault の財産が不動産三三・四%、土地三一・三%、その他三五・三%であったように、財産が均等に分散されている型。この型はいわば経済的な安定を志向し、財産の危険分散を謀ったもので、経済的成長を志向するというより、維持に力点が置かれ、守旧化した都市ブルジョワ的な側面を暗示している。

註

p. 169.

(63) 以下の事例は Bluche, op. cit., pp. 150-152. Carré, op. cit., p. 2. Meyer, op. cit., pp. 971-72, p. 975. Ford, op. cit., pp. 154-55.

## 七

以上の検討により、法服貴族の財産高やその分散された割合等についての一応の目安を得ることができた。それでは、この検討の諸結果から、彼らの財産についてのどのような特質を指摘できるであろうか。

もとより、ここでは、一世紀に及ぶ長い期間を静態的な一つの単位としており、この間に変動する彼らの財産の動態性、土地制度や生活の地方的特質や格差、彼ら相互の關係等を無視してかかっているので、平板で静態的な特質しか指摘することができない。にもかかわらず指摘し得ることを総括すれば、次の二点になろう。先ず、彼らの財産の中で、官職の占める割合が顕著に低かったことであろう。つまり、このことは彼らが官職を財産の一部としつつも、それ以上に、他の財産の所有に関心を示したことを意味する。このこと背景には、すでに指摘したように、官職価格が著しく高額であるにもかかわらず、官職収入の点で著しく低く、将来更に上級の官職を購入するための貯蓄どころか、生活を維持していく費用にも足りないという事実があるからである。彼らにとって、官職は利潤を上げる経済生活上の基礎というより、自己の経済生活が悪化して最悪の事態に立ち至れば売却もできるが、良好な経済生活を送れるならば絶対に手放すことのできない、当時の社会的、身分的象徴そのものでもあったのである。

他方、彼らの財産の中で、いずれにウェイトが置かれていようとも、ラントや土地の占める割合が高いことであろう。このことは、すでに上述の官職に関する指摘から明らかかなように、官職収入の不足を埋合せて、高い利潤を上げる経済生

活上の基礎であったことを意味している。そしてまた、このことは、彼らが財産としてのラントや土地の所有を通じて、当時の経済活動に利害的に深くかかわっていたことをも示している。

以上簡略ながら、財産上の特質を指摘したが、ここにはからずも経済的基礎の検討を媒介に彼らの歴史的 성격の一端が露呈したといえないであろうか。

すでに、上述までの行論からも明らかなように、創意にたけ、利に聴かされた都市ブルジョワの子孫である彼ら法服貴族は、自己の財産に対する所有観念の点で強個であり、現実の経済的利害には感敏であった。従って、彼らは財産を媒介に官職保有者として当時の社会的枠組（身分制）の維持の点で王権と利害の一致をみる反面、ラントを媒介に金利生活者として都市ブルジョワと共通の利害をもち、また土地を媒介に土地所有者として旧貴族や都市ブルジョワと共通の利害をもっていたのである。この三つの利害の接点に、少なくとも経済的基礎からみた彼らの歴史的 성격が存在したのである。この性格は一面からいえば、身分制に基調を置きながらも、階級的性格を濃厚に示しているといえるが、ともかく、この歴史的性格を前提にしてこそ、はじめて、彼らの政治的発言や行動を理解できるのではなからうか。この点の理解なくしては、ただ単に、彼らが反動性と進歩性の両面を恣意に示す、複雑な性格の階層とのみ映るのではなからうか。「本稿は一九七一年八月五日第一五回北海道教育大学史学会大会（札幌）において発表した後、修正、加筆したものである」